

聖徳太子・十七条憲法と神話・伝説・歴史

夜 久 正 雄

- (一) 「衆と相弁ずれば、辞則ち理を得む」(憲法第十七条)
- (二) 「八百万の神共に議りて」(『古事記』上巻の神話)
- (三) 「群臣共に議りて」(『日本書紀』
太子憲法と大化改新の詔)
- (四) 補筆——アミノミナカヌシノ神と「和を以て貴しと為す」
- (五) 十七条憲法の語句とその出典との関係

(一) 「衆と相弁ずれば、辞則ち理を得む」(憲法第十七条)

聖徳太子「十七条憲法」の第十七条は次の通りである。――

「十七に曰く、夫れ事は独り断ずべからず、必ず衆と与ともに論あひつらふべし。少事は是れ軽し。必ずしも衆とすべからず。

唯⁽¹⁾大事を論ふに速⁽²⁾んでは、若しくは失⁽³⁾あらむことを疑ふ。故に衆と相弁⁽⁴⁾ずれば、辭則ち理を得む。」

十七条の憲法は太子の親筆で群臣に示されたものであらうから、条中の「大事」は国の大事と見るべきである。最後の句の「辭即ち理を得む」は「決定の言葉が道理にかなふであらう」といふことである。国の大事を定めるに當つては多勢の人々と心を開いて論すべきで、さうしないと見落しがある、多勢の人と論ずれば、道理にかなふことが得られるであらう、といふ意味である。

この御言葉は、第一条の――

「然れども上和⁽⁵⁾ぎ下睦⁽⁶⁾びて事を論ふに諧⁽⁷⁾ひぬるときは、即ち事理自ら通⁽⁸⁾ふ。何事か成らざらむ。」

との御言葉、ならびに第十五条に、――

「十五に曰く、私に背きて公に向ふは是れ臣の道なり。……故に、初章に云く、上下和諧せよと。其れ亦是の情なるか。」

と示された御言葉に一貫するものであつて、十七条憲法の根本精神である。

われわれひとりひとりには欠陥多き未熟な凡夫であるから、お互ひに自ら足らざることをかへりみて、語りあひ協力して国のために尽すとき、まことの道がおのづから実現されるにちがひないとの御趣意と思ふ。

かういふ、今日の言葉で言へば、デモクラシーの根本理念を示された御言葉が、千三百年前の憲法の、しかも第一条として示されてゐるのである。

この原則は、天皇の国家統治の実際にもあてはまるものであつたにちがひない。つまり、天皇といへども国家の大事を独断してはならないといふ意味を含んでゐたかと思はれる。いな、むしろ、天皇の国家統治の実際から成文化さ

れたのではないかとさへ思はれるのである。天皇が国家の大事を決定なさるに当つて、独断をさけて「衆と相弁ずる」といふ伝統があつて、それを聖徳太子が十七条の条章に示されたのではないかと思ふ。

大ざつぱに考へると、古代の天皇は大きな権力を持つてをられて、何でも御自分の意志で決められたやうに考へられる。「天皇制」といふと、天皇の専制政治であると考へるのである。つまりは天皇の独裁政治であると考へてしまふ。しかし、『古事記』や『日本書紀』をたどつて見ると、さうはなつてゐない。

このことに気づいたのは、黒上正一郎先生の『聖徳太子の信仰思想と日本文化創業』の中の次の二つの文章からであつた。

(一)「……太子がその揺籃の日を送らせ給ひし橘の宮居は、前に飛鳥の清流を隔て、香具・耳梨の山々をのぞみ、又近く建国創業の旧地畝傍の神山を眺むる大和国原の中心である。太子はこの宮居にいまして朝夕に神々祖先のふるごとをきこしめし、又迫り来る時代の転化を痛感して日本文化創業の自覚は自ら御心のうちに萌せしことを偲びまつるのである」⁽⁴⁾。

(二)「(皇祖の)大神は、……又事毎に八百万の神々をつとへて、その一つづつをすべをさめて、まつりごとの道を行はせ給ひしを伝へられてをる。この神々のつどひは国家重大の事件を決するとき、諸氏の首長が集つて皇室を輔翼せる古代の習俗を反映するものがあるけれども、又古事記全体の表現には常に大神の大御心と神々の御心とが融一して、まつりごとのすべてを行はせたまひし相状を彷彿せしむるのである」⁽⁵⁾。

これで私の述べたいことは暗示されるが、次に神話・伝説・歴史における国の大事の決定のすがたをしらべてみよう。

(二) 「八百万の神共に議りて」(『古事記』上巻の神話)

日本神話・『古事記』上巻における政治的意志決定のはじめは、イザナギノミコトの三貴子分治であるが、これは相続問題であるから、父神イザナギノミコトの御決定によるのである。後、応神天皇の三貴子分治の問題にも、同じやうな皇位継承問題が出てくるが、これも応神天皇の御意志によつて決定されてゐる。そこで皇位の継承に関しては、天皇の御意志が決定的な力を持つてゐるとみられる。その御意志が不明である場合にはじめて、皇位継承の問題は国家の重大問題となつて、群臣の討議が必要になるのである。したがつて、イザナギノミコトの三貴子分治の問題は、言はばイザナギノミコトのおひとりの意志決定によるとみてよい。

日本神話の体系を見ると、イザナギノミコトとイザナミノミコトとが結婚して国土、神々、文化を生みなされるが、その箇所は、言つてみれば国家生活以前の状態に関する神話であり、天照大御神とスサノヲノミコト以後が、国家生活に関する神話である。したがつて、国家的大事件についての神話と言へば、当然これ以後に出てくることになる。

(イ) 最初は「天の岩屋戸」の神話である。⁽⁶⁾

天照大御神は弟神のスサノヲノミコトの暴逆にたへてをられたが、ミコトが遂に神殿を犯すに及んで「見長みて、天の岩屋戸を開きてさし籠りましき」とある。すると、高天原皆暗く、芦原中国も悉く闇くなつてしまつて、永遠の夜となつてしまつた。かくして、よろづの神の声は五月の蠅まづのやうにぶんぶんさわぎ出し、あらゆるわざはひが悉くおこつた。

太陽のやうに仰がれる偉大な君主が亡くなられて地上は闇と化し、あらゆるわざはひが一斉におこつた、といふのである。これは国家の大事件である。統治者の天照大御神がをられないのであるから、神々がイニシヤティブをとるほかはない。そこで、――

「八百万の神は、天の安の河原に、神集ひ集ひて、高御産巢日神の子、思金の神に思はしめて」云々――とある。天照大御神をお迎へする祭祀を行なふのである。

その結果、やがて、天照大御神が再び岩戸から出てこられると、――

「高天原も芦原中国も自から照り明りき。ここに八百万の神共に議りて、速須佐之男神に千位の置戸を負せ、また鬚を切り、手足の爪も抜かしめて、神逐らひ逐らひき。」――といふ。スサノヲノミコトの国外追放も、群臣の論議によつて決定されたのである。

(四) 第二は芦原中国遣使の問題である。

天照大御神は、芦原中国の統治者として、天忍穗耳命を決定され、高天原から芦原中国に「天降し」なされたが、芦原中国がひどく乱れてゐて、お降りになることができない。そこで、芦原中国の「ちはやぶる荒ぶる国つ神」を「言趣け」るため、「何れの神を」つかはしたらよからうかと提案なさるのである。――

「ここに高御産巢日神、天照大御神の命もちて、天の安の河原に、八百万の神を神集へに集へて、思金神に思はしめて詔りたまひしく、『この芦原中国は、我が御子の知らず国と言依さしたまへりし国なり。故、この国に道速ぶる荒振る国つ神どもの多なりとおもはず。これいづれの神を使はしてか言趣けむ』とのりたまひき。ここに思金神また八百万の神、議りて白しく、『天菩比神、これ遣はすべし』とまをしき。故、天菩比神を遣はしつれば、す

なほち大國主神に媚びつきて、三年に至るまで復かへりこも奏まをさりき。』——

次に遣はされた天若日子あめわかひこも失敗で、雉・名・鳴女なめめが問責に派遣される。鳴女が殺され、最後に建御雷神たみかみかづが遣はされる。いづれも高御産巢日神・天照大御神二柱の神のみことによりつて、諸の神々と思金神とが議して答申してゐる。國家を代表する大使の派遣は、和戦を決定するに至るので、國の大事として、群臣の論議に問はれたのである。思金神は、會議の議長格で、摂政とか大連・大臣の役割を果したものであらう。

ハ 次は『古事記』の中巻、神武天皇の東征、皇都の決定についてであるが、かう書いてある。⁽⁸⁾

「神倭伊波礼毘古命、その同母兄五瀬命と二柱、高千穂の宮に坐して議りて云りたまひけらく『何の地に坐さば、平けく天の下の政を聞こしめさむ。なほ東に行かむ』とのりたまひて、すなはち日向より発たして筑紫に幸でましき。』——

(二) 神功皇后の新羅征討は諸臣の合議によるものでなく、天照大御神の神示によつて行なはれたとされてゐる。⁽⁹⁾
(三) 『古事記』下巻は主として皇位繼承問題で、群臣會議による國事決定の伝説は見られない。

(三) 「群臣共に議りて」(『日本書紀』)

『古事記』下巻は仁徳天皇からであるが、皇位繼承問題からむ恋愛物語が主題となつてゐる。『日本書紀』⁽¹⁰⁾は、同時代の政治的事件をも記してゐる。この時代は中国の文献にいはず「倭の五王」として登場する仁徳、(履中)、反正、允恭、安康、雄略天皇の時代であるから、大陸國家との外交折衝の行なはれた時代であつたと見られるが、大陸⁽¹¹⁾

国家との交渉は書紀にはほとんど書かれてゐない。

(イ) 反正天皇がなくなると、允恭天皇が即位なさるが、それは「爰に群卿、議りて曰く⁽¹²⁾」とある群臣の論議推戴によるとされるのである。しかし、この文章は、漢書文帝紀の文章を採つたと見られるので、一種の文飾である。しかし全くの虚構とは見られない。

(ロ) 允恭天皇は四年秋九月詔して、姓氏の錯^{たが}へるを正す旨を仰せいだされたが、その詔は「群臣、議り定めて奏せ⁽¹³⁾」といふ御言葉をもつて終つてゐる。群臣の論議によつて国の大事を決定しようとなさつたのである。

(ハ) 雄略天皇紀の記事は数々の政治的問題を示してゐるが、『日本書紀』は天皇を暴君のやうに書いてゐるので、その決定の方法も独裁的であるとしてゐる。

(ニ) 『日本書紀』が暴逆の天皇として描いた武烈天皇が亡くなると、皇嗣がないので、大伴金村大連の発議で天皇推戴のことが議せられた⁽¹⁴⁾。かくして、応神天皇五世の皇孫継体天皇が即位されたのである。

(ホ) 継体天皇の六年、百済が任那の四県の割譲を請うて来た⁽¹⁵⁾。これは重大な外交事件であつたが、大伴金村大連は、群臣と議することなく穂積押山の意見をそのまま奏請した。云はば大連の専断で申請が許可になつたのである。『日本書紀』は、これが任那失墜の原因となつたとしてゐる。群臣會議による決定の逆の、失敗例としてゐるやうである。

(ヘ) 欽明天皇紀の大問題は任那問題と仏教の伝来との二つであるが、いづれも群臣の論議に委ねられてゐる⁽¹⁶⁾。殊に仏教の採否については欽明天皇は百済の聖明王の使者に次のやうに詔したと記されてゐる。⁽¹⁷⁾

「朕、昔より来、未だ曾て是の如く微妙しき法を聞くことを得ず。然れども朕、自ら決むまじし」とのたまふ。

乃ち群臣に歴問ひて曰はく「西蕃の猷れる私の相貌端嚴し。全ら未だ曾て存らず。礼ふべきや否や」とのたまふ。——

(D) 敏達天皇紀は欽明天皇時代の任那滅亡のあとをうけて、任那の回復が天皇の切実の御意志であることを記してゐるが、百済の日羅を招聘して、策を求められたのは、やはり国家の大事の決定を、君臣の協議に求められた事例とすることができらうであらう。

(E) 聖徳太子の父君用明天皇の二年、天皇が御病氣になられて、三宝帰信について群臣に議られたことが記されてゐる。太子の近き代のことであつた。即ち——

天皇、群臣に詔して曰く「朕、三宝に帰らむと思ふ。卿等議れ」とのたまふ。群臣、入朝りて議る。——

(F) 崇峻天皇紀の穴穗部皇子の討滅と、物部守屋の討滅とは、いづれも蘇我馬子の主謀によるものとされてゐる。しかし、四年秋八月の任那復興は、天皇の発議で、群臣の意見を聞かれてゐる。

(G) 推古天皇紀は、聖徳太子の摂政によつてはじまるので、政治的事件は太子の決断によるものと思はれる。十七条憲法の制定が推古天皇の十二年のことであるから、それ以前の主要事件としては、任那復興のため新羅征討の軍を派遣しようとしたことである。これは、前述の崇峻天皇の四年に決定されたことを継承されたもので、決定済みの国策の遂行であつた。群臣の合議は記されてゐない。

四 太子憲法と大化改新の詔

以上述べたやうに、神話、伝説、歴史をたどつてみると、国の大事の決定を群臣の協議によつて行なふといふ伝統は一貫してゐるとみられる。殊に、神話には、そのすがたが典型的に示されてゐる。古事記の中巻、下巻を伝説とすると、伝説の中にはこの事例は少いが、継体天皇以後の『日本書紀』の記述——つまり聖徳太子が摂政をなさつた推古天皇以前の歴史の叙述の中には、はつきりとかういふ精神があらはされてゐる。

では、十七条憲法の制定された推古天皇十二年の後にはどのやうに記されてゐるか？ 憲法制定の翌十三年夏四月、銅・繡の丈六の仏像各一軀を「始めて造る」ことになつたが、「天皇、皇太子・大臣及び諸王・諸臣に詔して、共に同じく誓願を發^たてて」⁽²¹⁾このことを行なつたとあるのは、憲法の精神を示すものである。

この丈六の銅の像が出来上つたのが、翌十四年であるが、これを元興寺の金堂に入れようとしたところ、仏像が金堂の戸より高くて堂に入れることができなかった。「是に、^{こと}諸の工人ども、^{はか}議りて曰く」とある箇所は、やはり憲法⁽²²⁾の精神に通ふものがあらう。

十六年六月、前年「大唐」⁽²³⁾（隋）に遣はした小野妹子が、帰国の途中、唐（隋）帝の書を失つたと申出て、この罪を決めるといふ大事件が起きた。「是に、群臣、議りて曰く」⁽²⁴⁾とある。

二十八年、天皇記及び国記以下公民等の本記を録すといふ、わが国はじめての国史の撰録が行なはれたが、これも、「皇太子、^{しまのおほきみ}嶋大臣、共に議りて」⁽²⁵⁾とある。

二十九年に太子はなくなられたが、三十一年、天皇は新羅を征討しようとして「大臣に謀り、群卿に詢ひたまふ」とある。その結果、征討の事は止まつたが、急進的な將軍が幣物を得て大臣に軍隊の派遣をすすめ、ために重大な失敗を犯すことになつたといふ。

推古天皇が亡くなられると、皇位の繼承について、天皇の御遺言が田村皇子（後の舒明天皇）にあつたのか、太子の御長男山背大兄王（山背大兄王の御孫）にあつたのか、といふ問題がおきる。『日本書紀』はかう書いてゐる。――

「九月に葬礼異りぬ。嗣位未だ定らず。是の時に当りて、蘇我蝦夷臣、大臣たり。独り、嗣位を定めむと欲へり。顧みて群臣の従はざらんことを畏る。」云々（27）――

爰に大臣、群臣の和はずして、事を成すこと能はざることを知りて、退りぬ。（28）――
蘇我蝦夷の「独断」が批判されてゐる。憲法の「事は独り断ずべからず」と対照されてゐるのである。

さらにその子入鹿は、皇極天皇二年十月、「蘇我臣入鹿、独り謀りて、上宮の王たちを廢てて、古人大兄を立てて天皇とせむとす」と『日本書紀』は記すのである。そして同年十一月、入鹿は山背大兄王たち聖徳太子御一族を急襲したのである。

蝦夷・入鹿の「独断」に対して、山背大兄王がいかに「群議」を重んじられたかは、聖徳太子の御信任のあつかつたといはれる境部麻理勢（馬子の弟かといふ）が山背大兄王を天皇に推戴しようとして、蝦夷の圧迫にも屈しないで奮闘したのに対して、群議に従ふことをすすめられたことによつてもわかる。「我独り得たりと雖も衆に従ひて同じく行なへ」といふ太子憲法の御言葉をその通りに実践されたのである。このため麻理勢は憤死してしまふが、大兄王たちもそのあとを追ふことによつて、皇位の権威を守り通されたのである。太子の御遺族たちが蘇我氏の専制政治に対

して、聖徳太子の御言葉を守つていかに奮闘なさつたか、それは『日本書紀』の記述に自らあらはれてゐる。

かうして、太子憲法の御精神は、孝徳天皇二年三月、大化の改新の政治の方針としての詔りの中に、次のやうに伝えられてゐるのである。――

「夫れ天地の間に君として万民を宰むることは、独り制むべからず。要す臣の翼を須ゐる。是に由りて、代々の我が皇祖等、卿が祖考と共に俱に治めたまひき。朕も神の護りの力を蒙りて、卿等と共に治めむと思欲ふ。」――

結論。聖徳太子十七条憲法の第一条、「和を以て貴しと為し、忤ふことなきを宗と為せ。……上和ぎ下睦びて事を論ふに諧ひぬるときは、……何事か成らざらむ」の御言葉は、神話・伝説・歴史に一貫する伝統的精神の、哲學的宗教的倫理的――つまり思想的御表現である。あらはし方は、神話や伝説や歴史や倫理思想といふやうに、それぞれ形がかはつてゐるが、今まで見てきたやうに、同じ精神があらはされてゐると見られるのである。

このことは第三条の「承諾必謹」についても同じことが言へる。第二条には仏教思想が、第三条には儒教思想が攝取されてゐるが、それぞれ固有の思想信仰と融合せしめられてゐるのである。そしてここに古くして新しい日本文化の永遠の道が示されたのである。

(五) 補筆――アミノミナカヌシノ神と「和を以て貴しと為す」

なほ『古事記』冒頭の天御中主神（アミノミナカヌシノカミ）を頂点とする造化三神を、私は、日本の国の統一原理

を神話的に表現した叙述であると解釈してゐるが、もしこの考へ方が正しいとすれば、天つ神の最高神であるタカミムスビノカミと国つ神のみ祖神であるカムムスビノカミとを綜合一体化するアメノミナカヌシノカミのはたらきは、太子憲法の「和」といふことができる。「和」といふ概念は「中和」と熟して用ひられるし、『義疏』の中にも一貫して「中道」を尊ぶ思想が見られるので、アメノミナカヌシを最高神として『古事記』冒頭に置いた思想と憲法第一条に「和を以つて貴しと爲し、忤ふことなきを宗と爲せ」とした思想とは、あひ通ずるものであると思はれる。『古事記』冒頭の造化三神の神話は觀念的であつて、アメノミナカヌシの神の創造は比較的に新しい時代に属するであらうとは通説である。これは「和」の思想の神格化とも見られよう。『古事記』と聖徳太子との間には深い関係がありさうである。

(六) 十七条憲法の語句とその出典との関係

憲法第一条の「上和下睦、諧於論事」が、単なる形式的拳国一致論ではなくて、「人皆党あり、亦達れる者少し」といふ「共に是凡夫」の痛切な自覚にもとづくものであることはいふまでもない。むしろそこにこそ太子の思想の獨創性があるとも言へるが、しかしまたそれも古事記に見られる国民同胞感に根ざすものであると考へられるから、太子の思想信仰は、漢文で表現された日本思想といふほかに言ひやうはあるまい。憲法の語句の出典を一つ一つ調べて、出典の典拠となつた海外の文献から太子が影響を受けたとし、太子の思想の血脈を出典の文献に求める方法は、得るところがあまり多くないと思はれる。

「世間虚仮・唯仏是真」は、橋夫人の天寿国曼荼羅の文中にある太子の遺言で、——三経義疏の太子撰述や十七条憲法の太子親筆を信じない人は、この一言のみが確実な太子遺言（中公新書『聖徳太子』田村円澄博士著等）——太子の思想表現であるといふ。この語句の出典は勿論仏典に求められる。とすれば太子の思想としての獨創性はただこの語句を仏典から引用したところに求められるにすぎない。それはそれで価値あることであるが、言語表現と思想信仰との関係はもつと切実なものであるべきで、その人の思想信仰がある一語にやどる、さうした一語こそ永遠のまことといふべきである。そんな気がして、何か物足りないものを感じた。太子の遺言としてはむしろ「共に是凡夫」の痛切な御言葉こそふさはしいのではないかと思つたりしたのである。

ところが、ある人の説によると、「世間虚仮」「唯仏是真」はそれぞれ『涅槃経』の別々のところにある語句で、この二語句をひとつにしたのが、太子の思想であるといふことである。それならそれで、太子の思想の獨創性、個性はここにかがはれると言へるが、なかなか納得がゆかなかつた。しかしこの疑問はいまはなき桑原（暁一）さんの次の解釈で、氷解した。

「親鸞の問題としたのは人間そのものであつた。人間そのものを問題とするとき、そこに見出されるのはいわゆる『悪人』のほか人間はない、との自覚であつた。しかしそれは自覚と云うのは適當ではあるまい。ただ、さんげの涙と共にある痛感である。逆に云えば、この『悪人』の痛感あつてはじめて人間は人間となる。ことばをかえていえば、真実なるもの——仏——によって見出されてはじめて人間は人間となる。世間虚仮・唯仏是真とは聖徳太子の遺言——留魂の語である。虚仮なる世間と真実なる仏とは別々のものではない。虚仮を虚仮と感ぜしめるほかに真実があるのではなく、真実を求むること深ければ深いほど世間——人間の虚仮なることを知らされるほかはない

のである。」(桑原晔一遺著『国史の地熱』一三ページ)

したがつて太子のこの御言葉(世間虚仮・唯仏是真)は「人皆党あり亦達れる者少し」とも「共に是凡夫」とも仰せられた御言葉にも通ずる太子の思想信仰の根本精神である。桑原さんはこの解釈を涅槃経と照合して得られたのではない。

「和を以て貴しと為す」の御言葉も同じで、「忤ふことなきを宗と為せ」につづく文脈を考へなければならぬ。忤ふこと多き故、多きが人の心であるからこそ、和らぎの心をもつて人に接しなければならぬと説かれたのである。忤ふこと多きは何故か、人皆党——私・我執あるが故である。我執あれば、君父にたがひ隣里にしたがはない、——家の内も乱れ村里の生活もあらそひが絶えない。さればこそ、上和ぎ下睦び——上下和睦して事を議すべきであると説かれるのであつて、己れが未熟なるを痛感して協力のまことを尽すことによりて、共通の問題である国事の解決をすすめるといふ太子の御考へは、憲法全体の文脈にあらはれてゐるので、全体から切り離された一々の語句にあるのではない。ましてや、その出典によつてのみ解釈されるものではないのである。

第一条の出典は古来学者の論じて来たところであつて、論語の「礼の用は和を貴と為す」は言ふまでもなく孝経の初章に「先王に至徳要道ありて天下を順にす、民用ひて和睦し上下怨なし」の語句が参照される(法印玄恵註「憲法十七条」)。この他にも五十嵐祐宏氏は『維摩経義疏』にある「空中声を出して両家を和諧す」の言葉を参照する(同氏著『憲法十七條序説』)。瀧川政次郎博士は蘇綽の六条詔書の中の「中和」「和睦」の語を挙げ、さらに「以和為貴」の語句の源流を閩房戒の俗諺に求められた(同博士「国家法制の始『上官太子憲法十七箇条』」。故桑原晔一氏は金光明経に「その土の人民自然に柔を受け、上下和睦してなほ水乳の如し。情に相愛重して歛喜遊戯す」の語を見出して、太子の御

言葉は直接にはここから出ていると思はれるとされた。また儒教の根本としての「中和」の思想とも深い関係がありさうである。これらは、言つてみればすべて正しいであらう。太子は儒教・仏教を日本の伝説・歴史の精神に融化してこの第一条を宣布せられたものである。そこにおのづから君臣一体、「共なる生」の実感としての国がらが表はされたのである。

本論は、太子の憲法の第一条の解釈に当つて、当時の国民的体験の表現としての「歴史」を中心にして論じたものである。

注

- (1) 十七条憲法の原文は漢文で『日本書紀』推古天皇十二年四月三日の記事に載せてある。訓読文はいろいろあるが、本論に掲げたものは黒上正一郎著『聖徳太子の信仰思想と日本文化創業』（昭和五年五月第一高等学校昭信会騰写刊、昭和十年七月活版印刷、昭和四十一年三月国民文化研究会復刊初版）の巻末に参考資料として掲げられ訓読文に拠る。十七条憲法の訓読文の中で、本論に掲げた前記訓読文は中村元博士編集『聖徳太子』（昭和四十五年四月中央公論社刊、日本の名著2）所載の「十七条憲法」ならびに坂本太郎博士著『国家の誕生』（昭和五十年二月講談社刊、日本の歴史文庫②）付録の「聖徳太子の十七条憲法」に近い。また五十嵐祐宏著『憲法十七條序説』（昭和十八年六月藤井書店刊）の「和訳」ともほとんど同じである。岩波書店の日本思想大系本『聖徳太子集』（昭和五十年四月刊）所載の「十七条憲法」は家永三郎・築島裕両氏の校註である。

(2) 「十七条憲法」についての学説は、偽作説から馬子作説までいろいろあつて文献を列記しがたいほどであるが、筆者はここに述べたやうに判断した。拙稿「松本清張、和歌森太郎、小倉豊文三氏の聖徳太子論を批判する」を発表の予定である。

(3) 憲法の語句の解釈ならびに出典についても多くの研究があるが、前記五十嵐祐宏氏の『憲法十七條序説』が、法印玄恵の註から谷川士清・河村秀根・飯田武郷の日本書紀の註釈まで集録してゐて、非常に参考になる。最近では『聖徳太子研究』

(聖徳太子研究会発行) 所載の論文、岩波・日本古典文学大系『日本書紀』の頭註、前記訓読文の註等がある。いろいろの説を読ませていただいた上での私の語釈であるから、思はざる恩恵を蒙つてゐる場合もあると思ふが、自分で納得した解釈を記して、一々私の説の出典を示すことはしなかつた。

- (4) 『聖徳太子の信仰思想と日本文化創業』一一ページ。
- (5) 同書一三四、五ページ。
- (6) 『古事記』。引用の訓読文は岩波文庫『古事記』倉野憲司博士校註に拠る。以下同じ。同書三六一三八ページ。
- (7) 倉野憲司校註『古事記』五五―六〇ページ。
- (8) 同書七九ページ。
- (9) 同書一三二―一三五ページ。
- (10) 『日本書紀』。本論文中に引用する書紀は岩波・日本古典文学大系『日本書紀』上・下(坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晉校註、上巻―昭和四十二年三月三十一日第一刷・昭和四十三年六月十日第二刷。下巻―昭和四十年七月五日第一刷・昭和四十一年十一月三十日第二刷)の訓読文に拠る。
- (11) 坂本太郎著『国家の誕生』(講談社・昭和五十年二月二十五日第一刷)一一〇―一一一ページ。
- (12) 前掲『日本書紀上』四三二ページ、本文および頭註参照。
- (13) 同書四三八ページ。
- (14) 前掲『日本書紀下』一八一―二二二ページ。
- (15) 同書二六六ページ。(16) 同書六五五ページ。同書一〇一―一〇二ページ。(17) 同書一〇一―一〇二ページ。(18) 同書一四二ページ。(19) 同書一五八ページ。(20) 同書一六九ページ。(21) 同書一八六ページ。(22) 同書一八六ページ。(23) 同書一八九ページ。(24) 同書一九〇ページ。(25) 同書二〇三ページ。(26) 同書二〇六ページ。(27) 同書二二六ページ。(28) 同書二二八ページ。(29) 同書二四九ページ。(30) 同書二八六ページ。